

# 県内初。自転車の安全利用に関する 条例の制定について

自転車の運転意識や保険等の加入率の向上、自転車事故の未然防止を図るとともに、地域社会における自転車の交通安全を推進するため、新しく条例を制定します。

笠間市自転車の安全利用に関する条例について  
平成31年 第1回定例会 3月18日原案可決  
周知期間 2019年4月～9月  
施行 2019年10月1日

この条例では、地域社会における自転車の交通安全を推進し、市、自転車利用者、市民、事業者、関係機関、市などのそれぞれの責務を定め、自転車の安全適正利用の取り組みを協働して展開していきます。

- ・自転車保険の加入義務化(県内初)
- ・自転車に取り付けた幼児用乗車装置に幼児を乗車させた際の幼児へのヘルメット着用義務化(県内初)

自転車(軽車両)は車の仲間であり、危険な乗り物だということを利用者に再認識してもらい安全な利用を促します。

【県内の自転車マナー条例制定状況(自転車損害賠償保険等の加入)】

茨城県：未制定

つくば市：つくば市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(努力義務)

取手市：取手市自転車安全利用条例(努力義務)

この件に関するお問い合わせ

笠間市役所 市民活動課 担当:瀧本

電話番号：0296-77-1101 ファックス番号：0296-77-1390 E-mail: katsudo@city.kasama.lg.jp